

排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会テキスト【第4版】

追補

Ver. 2（令和8年7月17日現在）

1. 委託契約書の記載事項の追加

令和7年4月22日に廃棄物処理法施行規則が改正され、契約書において伝達すべき情報として「**廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項**」が追加された（**令和8年1月1日施行**）。

- テキストP69 表2.2に追記、修正（赤字）

表2.2 契約書の記載事項及び保存期間

契約書の共通記載事項	
○（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する際の契約書に必要な記載事項	
① 委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量	
② 委託契約の有効期間	
③ 委託者が受託者に支払う料金	
④ 受託者の事業の範囲	
⑤ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報	
ア 性状及び荷姿に関する事項	
イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	
ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	
エ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項	
オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその事項	
カ 廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項	
カキ その他取扱いに関する注意事項	

- テキストP72 8行目以降に追記、修正（赤字）

オ 石綿含有産業廃棄物等が含まれる場合にはその事項

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、該当する種類の他にその旨を記載する。また、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に規定する特定産業廃棄物（放射能濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物）が含まれる場合も同様である。

カ 廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項

委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質（同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合を記載する。

カキ その他当該（特別管理）産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

※ 参考ページ

- ・ 環境省資料「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」
<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>
- ・ 環境省説明動画 <https://www.youtube.com/watch?v=ldpRdw0MDb8>
- ・ 官報（令和7年4月22日）
<https://www.kanpo.go.jp/old/20250422/20250422h01450/20250422h014500001f.html>
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/tsuuchi_20251222.pdf

2. 廃棄物情報の提供に関するガイドラインの改訂

令和7年12月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が改訂され、上記の廃棄物処理法施行規則改正の内容を追加、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションの重要性の強調等が行われた。

- テキストP72、13行目を修正（赤字） 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第~~2~~3版）」
- テキストP185、資料12は環境省のページの第3版を参照 <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

3. PCB 特別措置法等の改正

令和8年6月19日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO 法）の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和9年4月1日から施行されることとなった。

- 改正の概要
 - (1) 低濃度 PCB 使用製品の届出義務等
低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとする。
 - (2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分義務
保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分を義務付けることとする。
 - (3) PCB 廃棄物処理計画の廃止
都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとする。
 - (4) JESCO の事業の見直し
JESCO の事業の範囲を見直すこととする。

JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理が終了していることから、今後、万が一高濃度 PCB 廃棄物の存在が判明した事業者は、PCB 廃棄物の保管状況、保管の場所等を都道府県知事等に届け出ること。また、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管すること。

- 研修会関連資料
建設業に特化した産業廃棄物管理の実務 スライド資料 No39～42

※ 参考ページ

環境省

- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について（2026年04月10日報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_04131.html

- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/>

- ・廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

- ・低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

経済産業省

- ・PCB 機器の処理促進

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html